

（令和４年度補正予算「有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業」）
「ASEAN企業向けEPA利活用促進事業」
に係る企画提案方式による公募について

1. 公募内容

日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）より事務局（以下、「AMEICC事務局」という。）を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（以下、「AOTS」という。）は、令和４年度補正予算「有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業」により「ASEAN企業向けEPA利活用促進事業」（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、業務委託先を、以下の要領で広く募集する。

2. 本事業の概要

1) 事業趣旨・目的

ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が深い重要な地域であり、経済連携協定（EPA）の普及啓発を通じた利活用の促進は、日系企業の更なる円滑な事業活動のために非常に重要である。地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が2022年に発効してから3年が経ち、今後段階的に更なる関税削減が見込まれる中、EPA利用の本格的な拡大が期待される。また、昨今の国際情勢を鑑みて、RCEP協定の履行確保はますます重要性を増している。

しかしながら、足元の企業の利活用率を見ると、RCEP協定の認知度約70%に対して利用率は24%に留まっており、特に中小事業者によるEPA利用促進が課題（出典：EABC&JETRO survey for 2024）となっている。利用率が低い主な理由として、手続きが煩雑でプロセスや制度の理解が困難であるとともに、手間・コストが掛かりすぎること、EPA全体の構造として輸入者が支払う関税が削減されるため、輸出者側の得られるメリットがわかり難いこと等が挙げられる。利活用率向上のためには、プロセスや制度への理解を醸成するとともに、輸出入者の双方、特に日系企業の取引・輸出の相手方となる在ASEAN企業がEPA利用のメリットを認識することが重要である。

上記の背景から、日本によるRCEP協定の経済技術協力として、ASEAN諸国において企業、特に中小事業者を対象としたセミナーを開催し、RCEP協定をはじめとするEPAの利活用率向上を目指す。

2) 本事業の内容

完全オンラインにてASEAN企業全体へのセミナーを1回、次いでバンコクにおいて、現地企業、特に中小事業者を対象としたEPA利活用促進のためのハイブリッドセミナー1回を開催する。

（１）期間：2026年2月１日から2026年7月31日

（２）実施セミナー概要

（ア） ASEAN諸国向けセミナーの開催

- ・ 主催：経済産業省
- ・ 実施形式：完全オンライン

- ・ 所要時間：半日程度
- ・ オンライン参加者数：100名程度
- ・ 参加対象者：現地企業、ビジネス関係者、政府関係者
- ・ 言語：英語

(イ) タイ/バンコクでのセミナーの開催

- ・ 主催：経済産業省
- ・ 実施形式：ハイブリッドセミナー
- ・ 所要時間：半日程度（延長する場合も問題ないよう、会場は終日手配を想定すること）
- ・ 会場参加者数：100名程度
- ・ オンライン参加者数：100名程度
- ・ 参加対象者：現地企業、ビジネス関係者、政府関係者
- ・ 言語：英語、対面参加者向けにはタイ語の同時通訳を入れる（難しい場合には逐次への変更も応相談）
- ・ 対面参加者向けの簡単なネットワーキングの時間を設けられるか検討すること

3. 業務内容

AOTSから委託を受けて、本事業の受託者は、以下のⅠ・Ⅱの業務を実施する。その際、4.の事項に留意することとし、最終的には5.の報告書を取りまとめることとする。具体的な実施内容、実施方法については、企画提案によるものとし、AMEICC事務局及び経済産業省通商政策局経済連携課（以下、「AMEICC事務局等」という）とよく相談をした上で実施すること。

I. セミナーの企画・準備業務

完全オンラインセミナー、次いでタイにて開催するハイブリッド形式のセミナーにおいて、下記の業務を実施すること。

i 事業受託体制の整備

ii セミナーの準備にかかる業務

- ① 講師及び通訳（ハイブリッドセミナーのみ）の手配等
 - ・ セミナーに必要な講師の手配（3～8名程度）をすること。講師の手配にあたっては、AMEICC事務局等が指定する講師を手配すること。
 - ・ 講師と綿密に連絡・調整を行い、セミナー資料の事前収集や会場に関する案内、謝金・交通費の支払い等の対応を行う。特にハイブリッド形式のセミナーについては、必要に応じて、航空券・宿舍手配等の対応を行うこと。現時点では日本から1～3名、タイから2～5名程度が参加することを想定しているが、AMEICC事務局等の指示により変更が生じた場合には、それに対応すること。
- ② セミナー参加者の登録フォーム作成（英語）
- ③ セミナー関連資料の連絡及びとりまとめ
- ④ セミナー会場及び備品等の手配

セミナー参加者等関係者へ配布する資料や筆記具等の内容を検討し、手配すること。手配にあたっては、AMEICC事務局等と協議の上、内容及び数量等について決定すること。

iii 交通費・謝金等の支払い

講演者への交通費・謝金が必要な場合は、受託者が謝金を支払うこと。なお受託業務費見積書の作成にあたっては、登壇者に対する謝金は、半日（午前、午後のみで実施）55,000 円（税込）で積算すること。

II. セミナーの実施等

i ハイブリッドセミナーに関するセミナー会場の設営及び撤去等

セミナー参加者等関係者へ配布する資料や筆記具等の内容を検討し、手配すること。手配にあたっては、AMEICC 事務局等と協議の上、内容及び数量等について決定すること。

- ・ 映像機器、音響機器、照明機器、事務機器、その他必要な機器等を手配し、設営及び撤去を行うこと。なお、設営及び撤去のスケジュールは、AMEICC 事務局等関係者と協議しながら、可能な限り早めの着手・完了を心がけること。
- ・ 必要な機器及び備品等について、原則、セミナー開始までに設営及び接続・動作確認等のテストを終え、AMEICC 事務局等の確認を取ること。
- ・ 使用する機材、備品、装飾等は本セミナーにふさわしいものを手配すること。
- ・ 必要な機器及び備品等について、使用期間中、故障等が発生した場合は、速やかに（10 分以内）代替機を準備する等、保守体制を整備すること
- ・ その他必要な備品等を手配し、設営及び撤去を行うこと。
- ・ セミナー前日までに、セミナー資料（詳細は別途指示）、飲料・軽食、メモパッド（A4 サイズ）、筆記用具、その他必要となるものを参加者分（予備含む）、相談の上準備すること。
- ・ 施設責任者（支配人等）との間で生じる手続等、全ての案件に対応すること。
- ・ オンラインでの参加も可能とするべく、会議に適合する設備の手配、システムの導入を行う。なお、質疑可能なシステムとする。

ii セミナーの当日運営

- ・ セミナー運営に必要な人数のスタッフを手配し、AMEICC 事務局等と協力してセミナー運営をサポートすること。セミナー実施中は、対面参加者の安全確保に努めること。
- ・ スタッフの手配にあたり、現地政府関係者等と接触する機会が頻繁に生じる業務に従事する者については、英語力が高い者とする。
- ・ 以下に記載する業務を含め、セミナーの運営に必要な業務を幅広く提案すること。
 - a) 英語もしくは現地語でのセミナーの司会進行
 - b) セミナーの記録業務（写真撮影、アーカイブ用ビデオ撮影）
 - c) セミナー実施後に、アンケート（原則英語とするが、特にタイ語に対応できる場合、企画評価時の加点の対象とする）を参加者に対して実施し、結果をとりまとめること。アンケートの内容は、EPA の利活用状況、既存のルールに対する改善要望、次回セミナーのテーマ要望等に関する調査を想定しているが、詳細は経済産業省通商政策局経済連携課等と相談の上、決定する。アンケートの結果は、日程上差し支えない範囲で、その後開催予定のセミナーのテーマ検討・講師選定等に活用する。

4. 留意事項

- (1) 本業務は、ASEAN各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及びASEAN地域の双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本業務の実施にあたっては、AMEICC事務局、経済産業省通商政策局経済連携課及び在ASEANジェトロ海外事務所ともよく連携すること。
- (2) 本業務の進捗状況については、原則2週間に1度はAMEICC事務局及び経済産業省通商政策局経済連携課からの指示に応じて適宜報告を行うこと。

5. 成果物

- (1) 以下の事項を含んだ事業報告書（原則日本語）：
 - ・ 3. I、IIによって実施した活動等を記した実施報告書
- (2) 納品形態：電子媒体
- (3) 提出期限：2026年8月31日（月）
- (4) 提出先：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。
 - ①（一財）海外産業人材育成協会
海外統括部 AMEICC事務局支援グループ
東京都足立区千住東1-30-1
TEL：03-3888-8213
 - ② 経済産業省 通商政策局経済連携課
東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL：03-3501-1595

6. 契約要件

- (1) 契約形態：準委任契約
- (2) 契約方法：概算契約
- (3) 採択件数：1件
- (4) 契約期間：契約日（2025年1月中旬を予定）より2026年8月31日（月）までとする。
- (5) 契約金額：契約金額は、25,000,000円（消費税を含む）を上限とする。最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託金の実績額（消費税を含む）の全て（100％）の委託業務を、第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10％を上限とする。
- (6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

- (7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに従い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

7. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成 15・01・29 会課第 1 号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (3) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 日本に法人格を有するものであること。
- (6) 2025 年 12 月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「C」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。
- (7) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。

8. 参加意思表示及び質疑

(1) 参加意思表示

本企画競争へ参加を希望する場合は、2025 年 12 月 5 日（金）午後 3 時【必着】までに公募申請書（押印不要）を E-mail 添付で送付して参加意思を表明すること。

(2) 質疑

質疑受付期限：2025 年 12 月 5 日（金）午後 3 時【必着】

質疑受付方法：E-mail で受け付ける

質疑回答：受け付けた全ての質問については、2025 年 12 月 9 日（火）午後 4 時まで、企画競争への参加の意思表示をされた全ての方に E-mail にて開示する。

9. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記 7. の応募資格を満たしていることを確認し、2025 年 12 月 12 日（金）午後 4 時まで【必着】に、下記 10. の応募書類を AOTS の大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会
海外統括部 AMEICC 事務局支援グループ
担当：鮎合、新井
E-mail： kobo-amcshien-wc@aots.jp

10. 応募書類

(1) 公募申請書

(2) 企画提案書

- ①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格
- ②様式第2 類似業務経験
- ③様式第3 業務支援体制
- ④様式第4 作業計画・要員計画
- ⑤様式第5 受託業務費見積書

(3) 会社概要（事業概要）書（日本語又は英語）

(4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）

(5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）

(6) 2025年 月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書（全省庁統一資格）

※（1）、（2）は、所定の様式（当協会HPの本企画競争公告よりダウンロード可）なお、（2）の所定の様式については、様式に記載されている項目を全て含むのであれば、Power Point など Word 以外の書式で作成して提出しても良い。また、Power Point などで作成した資料を別紙としても良い。

11. 審査方法

(1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審査項目：

- ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
- ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
- ・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）

(2) 審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。

(3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、応募書類は返却しないので、留意すること。

12. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

海外統括部 AMEICC 事務局支援グループ

E-mail:kobo-ameshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mail にて受け付ける。

以上